

# 令和3・4年度 大雪霊園 区画等料金表

(芝生墓所、合葬墓、短期納骨堂)

## (適用期間)

・ 令和4年2月14日から令和5年3月31日まで

## (注意事項)

- ・ 芝生墓所は区画の「所有権」を販売するものではありません。区画の「使用を許可」するものです。
- ・ いずれの料金も消費税及び地方消費税の額が含まれています。

## 1. 芝生墓所使用料等(合葬墓移行型有期限墓所)

### ①新規使用にかかる料金

| 使用期間 | ①使用料     | ②管理手数料   | 合計 (①+②) |
|------|----------|----------|----------|
| 20年  | 454,000円 | 136,000円 | 590,000円 |
| 30年  | 462,000円 | 204,000円 | 666,000円 |
| 40年  | 470,000円 | 272,000円 | 742,000円 |

※上記使用料には「大雪霊園合葬墓使用料」及び「墓石撤去費用」が含まれています。

合葬墓使用料は、芝生墓所に納骨する人数にかかわらず、一律の金額となっています。

※使用期間終了後、遺骨は合葬墓へ改葬(移動)となりますが、改葬先を「ガーデニング合葬墓」へ変更することができます(追加料金 172,000円)

※上記金額には墓石工事費は含まれていません。

(別紙「墓石・オプション標準価格表」をご覧ください。)

### ②使用期間更新にかかる料金(使用期間の延長)

| 更新期間 | ①使用料    | ②管理手数料   | 合計 (①+②) |
|------|---------|----------|----------|
| 10年  | 8,000円  | 68,000円  | 76,000円  |
| 20年  | 16,000円 | 136,000円 | 152,000円 |
| 30年  | 24,000円 | 204,000円 | 228,000円 |
| 40年  | 32,000円 | 272,000円 | 304,000円 |

※使用期間の更新料金は、今後の物価変動や消費税率の変更にともない改定になる場合があります。

このため、使用期間更新時において上記金額を保証するものではありませんのでご了承ください。

※更新する時点で、残余期間がある場合は、更新(延長)期間と合わせて40年を超えることはできません。

※一度納めた使用料及び管理手数料は墓石を設置される前であっても返金できません。

## 2. 合葬墓使用料

| 種 別                 |           | 使 用 料 |          |
|---------------------|-----------|-------|----------|
| 大雪霊園合葬墓<br>(永代使用)   | 東神楽町民     | 1体につき | 26,000円  |
|                     | 東神楽町民以外の方 | 1体につき | 39,000円  |
| ガーデニング合葬墓<br>(永代使用) | 東神楽町民     | 1体につき | 112,000円 |
|                     | 東神楽町民以外の方 | 1体につき | 168,000円 |

※「東神楽町民」とは、次に該当する方となります。

- ① 申請する方が東神楽町にお住いの方
- ② 亡くなった方が東神楽町にお住まいであった方
- ③ 東神楽町の公営墓地から遺骨を合葬墓へ改葬（移動）する場合

※使用料には管理手数料が含まれています。一度納めた使用料は返金できません。

## 3. 合葬墓墓誌使用料等

| 種 別      | 使 用 料       | 備 考                             |
|----------|-------------|---------------------------------|
| 合葬墓墓誌使用料 | 1名分 8,000円  |                                 |
| 記名板彫刻費   | 1名分 14,300円 | 一般社団法人大雪霊園石材協会への申し込み及び支払いとなります。 |

※墓誌使用料等には「東神楽町民」価格の設定はありません。

## 4. 短期納骨堂使用料

| 種 別       | 使 用 料             | 預 託 金         |
|-----------|-------------------|---------------|
| 東神楽町民     | 1年間、1体につき 15,000円 | 1体につき 26,000円 |
| 東神楽町民以外の方 | 1年間、1体につき 15,000円 | 1体につき 39,000円 |

※「東神楽町民」とは、次に該当する方となります。

- ① 申請する方が東神楽町にお住いの方
- ② 亡くなった方が東神楽町にお住まいであった方
- ③ 東神楽町の公営墓地から遺骨を短期納骨堂へ改葬（移動）する場合

※預託金とは、「使用期間が終了しても遺骨を引き取りに来られない」、または「引き取りを拒否」をされた場合の遺骨の処理費用の担保として、大雪霊園合葬墓の使用料相当分を町へ預けて（預託）いただくものです。通常は、遺骨返還時に返金しますが、使用期間終了後一定期間連絡をいただけなかった場合は、自動的に預託金を合葬墓使用料へ充当し、町が合葬墓へ改葬させていただきます。

※使用料には管理手数料が含まれています。一度納めた使用料は返金できません。

■ 区画等料金表へのお問い合わせ（平日に限らせていただきます。）

東神楽町役場くらしの窓口課

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

☎ (0166) 83-5402 (直通) (0166) 83-2111 (代表)